

この請求書は、「直接支払制度」を利用しない場合に使用いたします。

出産育児一時金は、妊娠4か月または85日以上の分娩(死産を含む)をした場合に支給されます。

法定給付の額

産科医療補償制度加入機関で出産した場合	42万円(令和5年3月31日以前の出産) 50万円(令和5年4月1日以後の出産)
上記以外の医療機関等で出産した場合	40.4万円(令和3年12月31日以前の出産) 40.8万円(令和5年3月31日以前の出産) 48.8万円(令和5年4月1日以後の出産)

添付書類について

日本国内で出産した場合	海外で出産した場合
<p>1. 医師または助産師が発行した出生証明書などの出産の事実を証明する書類、もしくは市区町村長が発行した戸籍謄本(抄本)</p> <p>※ただし請求書の⑯または⑰の証明欄に証明がある場合は不要です。</p> <p>2. 医療機関等から交付される代理契約に関する文書(合意文書)の写し</p> <p>※「直接支払制度を利用することに合意していない旨」、「申請先保険者名」の2点が明記されていることが必要です。</p> <p>3. 医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書の写し</p> <p>※「直接支払制度を用いていない旨」の記載及び産科医療補償制度の加算対象出産である場合には「その旨を証するスタンプ」の押印があることが必要です。</p>	<p>1. 現地で交付された出生証明書などの出産の事実を証明する書類の原本と、その翻訳書</p> <p>2. 現地の医療機関等が交付した出産費用の領収・明細書の写しと、その翻訳書</p> <p>3. 旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し</p> <p>4. 別紙「同意書」</p>

(2 ページ目に続く)

記入上の注意

認定から6か月以内に出産の場合、重複支給の防止のため⑧の欄に、前健康保険の名称・記号番号・本人家族の別・加入期間について、ご記入ください。

※健康保険法第106条又は船員保険法第73条の規定により、1年以上健康保険又は船員保険の被保険者であった方が被保険者資格喪失後、6か月以内に出産された場合、資格を喪失した最後の保険者から出産育児一時金の支給を受けることができます。

⑬支払金融機関の欄には、被保険者名義の口座をご記入ください。

※マイナンバーとともに国に登録している公金受取口座を振込先にする場合は☑を付けてください。

※マイナポータル等で口座情報を登録・変更した場合、情報が反映されるまでに数日を要します。

被保険者以外の口座に振込みを希望される場合には、⑭受取代理人の欄のすべてにご記入ください。(被扶養者でない方や受取代理人は、公金受取口座を振込先に指定できません。)